

翻 訳

ヤーコプ・グリム「ドイツ法古事学について」
(ベルリン大学就任講義) 1841年——(試訳)

Jacob Grimm, *Über die Altertümer des deutschen Rechts,
Antrittsvorlesung* (1841)

稲 福 日出夫

訳者まえがき：

以下に訳出するのは、ヤーコプ・グリム(1785-1863)がベルリン大学で行った最初の講義である。彼の『小品集』第8巻1冊に収められている。Jacob Grimm, *Über die Alterthümer des deutschen Rechts. Antrittsvorlesung, gehalten in Berlin am 30. April 1841. Manuscript. in; Kleinere Schriften, Bd. 8,1, Hildesheim, 1992, SS. 545-551.* レクラム文庫のヤーコプ・グリム, ヴィルヘルム・グリム『論文および講演集』にも収録されている。Jacob Grimm und Wilhelm Grimm, *Schriften und Reden, Reclam, 1985, SS. 100-108.* 両者のあいだに違いがないのは当然であるが(それでも, コンマの打ち方等に若干の差違はみられる), 『小品集』の書法というのか綴りがなにごん古風なので, 訳出にあたってはレクラム版を基礎にした。なお, 訳文中のカギ括弧 [] は訳者の補足である。

ヤーコプ・グリムがマールブルグでの学業を終えるころには, フランスはすでにライン地方を征服し, 西南ドイツ, 中部ドイツの制覇を目論んでいた。1804年末にナポレオンは自ら帝冠を被る。1806年, 神聖ローマ帝国は崩壊し, ヤーコプの祖国ヘッセンも, フランス軍に占領された。当初は, ナポレオンの弟ジェローム王の直属の図書係として, 彼は屈折した気持ちを抱きもしたであろう。しかし, ナポレオンの失脚後, ヘッセンは復活した。彼は故郷の図書館で静かに職務をこなし, 傍ら, 精力的に論文を発表し, またメルヘンや伝説の蒐集にあたっていた。が, 理不尽な

人事劇を目の当たりにして、兄弟共にゲッティンゲン大学からの招聘を受け入れ、カッセルを去ることになる。ところが、このゲッティンゲンには、わずか7,8年しか住むことはなかった。いわゆる「三月前期」を象徴する「ゲッティンゲン七教授事件」によって、彼らはそこを去らねばならなかったのである。結局、兄弟にとっての終の棲家はベルリンであった。

しかし、元来が「書齋の人」であったと思われるヤーコプにとって、大学での講義は「苦痛の雑事」でしかなかった。彼は大学での講義を、48年までのわずか7年ほどで止め、その後はもっぱら著述に専念し、また、ベルリンの科学アカデミーでの講演に力を注いでいる。

このベルリン大学での就任講義の様子を、ショーフの『ベルリンにおけるグリム兄弟』の叙述を借りて、以下、紹介しておく (Vgl. Wilhelm Schoof, Die Brüder Grimm in Berlin, Berlin, 1964, ss.24, 25.)。

1841年4月30日、ヤーコプ・グリムは、ベルリン大学での就任講義を行った。5月11日には、弟ヴィルヘルムもこれに続いた。驚くべきことに、ベルリンで発刊されている三つの新聞、すなわち、フォス新聞 (die Vossische), シュペナー新聞 (die Spenersche), シュターツ新聞 (die Staatszeitung) はどれも、この出来事には一言も触れていない。ただ、アウグスブルガー・アルゲマイネ新聞 (die Augsburger Allgemeine Zeitung) だけが、5月8日に、この件にかんして次のように伝えている。

「ベルリン、4月30日。本日、ヤーコプ・グリムは、100名を超える聴講者を前に当地の大学で、ドイツ法古事学にかんする彼のベルリンでの講義を開始した。長々と続いて止まない祝福の嵐に迎えられて、彼は、明らかに感動しながら礼を述べた。その感動は、なおしばらくのあいだ彼を包み込んで、彼の講義全体に或る程良い熱情 (eine milde Wärme) を放っていた。『運命はわたしを屈服させず、むしろ高めたのである。わたしが運命というものを、それだけ逆にいっそう褒め称えるのは、正にその運命が、諸君のなかへわたしを導いてくれたからである』と、ヤーコプは述べた。それから彼は、みずからの学問的方法の特徴が、考察方法ではなくて事物そのものに重きをおき、思考を素材から湧き出させる手法にあることを示し、また、ドイツが外国の支配下におかれ屈辱に満ちた重苦しい灰色の日々にあつて、彼は、

祖国の古代に慰めを求め、また、文法の研究と並んで、特に詩と法に目を向けたのである、と語った」。

ゲオルグ・クルティウス (Georg Curtius) も、彼の伝記のなかで、ヤーコプ・グリムにかんして記している。

「ヤーコプ・グリムが講義を開始した日は、ベルリンの学問世界 (die Studentenwelt) にとって重要な記念すべき日であった。彼は、そのような大勢の聴衆を前にして話すということに不慣れであった。絶えず激しく脈打っている胸の鼓動が、彼の思索の流れを妨げた。しばらく話をしては、また、長い沈黙が続いた。しかし、そういったことをまったく意に介せず、静かに考え込みながら、ヤーコプは、窓の外のマロニエの木に目をやった。そして、彼がふたたび、言葉を見いだすまで、100名前後の聴衆のあいだを物音一つしない静寂さが支配していた」。

ヤーコプは1848年まで、ヴィルヘルムは1852年までしか講義を行わなかった。ヤーコプは、「法古事学」(Rechtsaltertümer)「神話学」(Mythologie)「ドイツ文法」(deutsche Grammatik)「タキトゥスのゲルマーニア」(die Germania des Tacitus)を、ヴィルヘルムは、「中高ドイツ語詩」(mittelhochdeutsche Gedichte)について講義をした。彼ら兄弟における教授の天賦 (Lehrgabe) は、同じではなかった。

「ヤーコプは、人なみ優れた研究者ではあったが、人なみ劣った教師であった (Jacob war der größere Forscher, aber der schlechtere Lehrer)。彼は元来、まったく教師の柄ではなかった。彼はまったく落ち着きのない人で、彼の講義についていくことなど不可能であった。それに対して、ヴィルヘルムは、卓越した教師であった」と、トライチュケ (Treitschke) は書いている。

ドイツ法古事学について (ベルリン大学就任講義) 1841年

このベルリン大学でわたしの受け持ついくつかの講義のうちの最初の講義となる本日の話を始めるにあたって、まず、法の古事学というこの講義についてばかりでなく、わたしが今後やることになっている他の講義にかんしても、諸君が当然予期

すべき事柄について、わたしの所見を率直に包み隠さずここで述べておくことは礼儀作法にかなっているだろう。

ひとが或ることを考察するやり方に、此の場合にはこの方法を重要視し、他の場合には他の方法を優先させる、といったそのときどきの場合に応じて対応する、二重の方法 (eine doppelte Art und Weise) がある。そのような考察方法が、事実、一般に広くおこなわれているのではあるが、そうしたやり方は、みずから高みに立って、考察する目的・対象 (Gegenstand) を眼下に見下ろす見方をしたり、あるいはまた、対象をひらりと飛び越え、大局的な領域へと向かっていく。考察方法が、上から下へ向かって、考察の対象となるものを捕らえながら、処理しているのである。その場合、思考・着想そのものが (der Gedanke) 気の利いた巧みな力を持つようになり、それ自身から、抑制されることのない高尚な思想が多様に豊かに広がっていってしまうということ、その点を見誤ることがあってはならない。つまり、そのような思考は、それとは気づかずに、思考そのもののなかへ沈潜せずにはいられないのである。いわば、そうした思考は或る休息の場所、すなわち個々の対象に、逗留しているのである。それとは逆に、諸々の対象から出発し、対象に即して或る考察が心に浮かんでくるところでは、より粘り強い、より穏やかなやり方、方法論 (das Verfahren) が保たれる。そこではまた、諸々の思考は、先ずもって、そのしかるべき場に即して芽生え、ただ例外的にのみ、思考の確かな堅実な歩みが、より大胆で思い切りよく飛翔してしまう (kühnerer Aufflug) といったことと、入れ替わるのである。つまり、先の考え方によれば、とにかく常に、或る好都合な視点が探し求められ、或る見解が得られるのである。そのような考察の仕方は、判定の在り方や、どの範囲までその判定が及ぶかということ、はじめから知っているのである。これに反して、後者の方法では、考察の在り方は、対象となる事物そのものに即してよじ登っていくのであり、あるときは程度の低い見通しを、あるときは高度な見通しを、たいていの場合には、しかし、思いがけない予測もしてなかった見通しを手に入れるのである。前者では、人間の注意力や感受能力は不十分であるといった或る感情に襲われるかもしれないが、後者では、われわれは、応分の範囲で (innerhalb fester Schranke)、確実な成果の許す範囲内で満足することができるのである。

わたしは、このような比較検討をすることによって、観念的 (ideal) な研究方法と現実的 (real) な研究方法との相違を持ち出したつもりは決してなく、ましてや、哲学的学派と歴史学派との違いを提示した、と言っているわけでもない。というのも、このような名称は、実際に、それらの対置を根拠づけていたものを超え出て、頑なな党派の対立をもたらしたとたんに、わたしには良くないように思われるからである。わたしに関して言えば、両学派のどこにも所属しない、ということを得ている。というよりはむしろ、わたしは、彼ら両学派が懸命になって究明しようとしている努力を尊重するし、評価している。また、両学派が解明する事柄について、積極的に学んでいこうと思っている。方法と研究 (Methode und Studium) ということに関して言えば (ここでこうした根本的議論を展開する気はさらさらでないが)、わたしの場合、研究の対象となる諸々の事物 (die Dinge) を考察方法に依らしめるのではなく、消耗されることのない無尽蔵の素材としてのそうした事物から新たな且つますます豊かな内容を生み出すこと、そうした手法に愛着を覚える。この方法がわたしの本質・性分 (meine Natur) に当てはまるかどうか、手短かにこれまでのわたしの学問的活動の歩みを語り終えるとき、諸君に判断していただきたい。

わたしは、ドイツが屈辱を受け貶められていた時代、まさに暗澹たる灰色の雲がドイツの天空に重く垂れ込めていた時代に、法律学の研究を開始したのであった。あの当時、ローマ法は、溢れんばかりの魅力を十分に備えてはいたが、わたしの思案や渴望、何物かを追い求めるひたむきな思いに対しては、名状しがたい空しさを遺したにすぎなかった。一方、ドイツの固有法 (das einheimische Recht) は、わたしの心を捉えて離さないといった風に講義がなされる、ということではなかった。当時、固有法の内に秘められている滋養分 (die Kräfte) は、それほど覚醒されていたわけではなかったし、またそれに魅力を感じるひともいなかったのもので、その滋養分について、なにか教えを受けるということなどなかったのである。わたしは、ドイツの文学や言語の歴史のなかに、満たされぬ心のなぐさめ、慰謝を求めたのであった。そこで、地味で見栄えはないが、しかし、相互に引き離すことなどできない諸々の主題・対象のなかに、様々な美点や特性 (Vorzüge und Eigenheiten) ——われわれの意識が、当然そうあるべきだと認め、またそのような評価に馴染んでいる美点や特性——が潜んでいたことを知り、またそれを再び明らみに出すことがで

きたのであった。そして、そのことは、敵の高慢さや、思い上がりに対する武器、明白なかたちで顕れることはないが、自らを庇護する武器となった。ドイツ語文法およびそれに関連した少なからぬ成果から、わたしは、わが国固有の詩歌、伝説、習俗 (einheimische Poesie, Sage und Sitte) の探求へと向かっていった。そのような研究が、どうしてわたしに祖国の法 (das vaterländische Recht) の研究へと目を向けさせなかったであろうか [わたしが、祖国の法の研究に向かっていったのは、当然の成り行きであった]。祖国の法では、その一切がひっくるめて、明瞭な、あるいは不明瞭な無数の脈絡でもって、相互に複雑に繋がっており、それぞれが互いに、注釈なりあるいは事実の裏書き・確証を提供しあっていた。法の古事学 (die Altertümer des Rechts) には、信仰の古事学の場合と同様、まだ異教徒的特徴を帯びた痕跡 (Überbleibseln des Heidentums) が色濃く残っており、言語の研究は、さらに遡って、異教徒的状况へと向かって行ってしまうことは確かである。そして、かつてのそうした異教徒的状况 [つまり古の状況] は、言語の問題を抜きにしては捉えることができないのである。わたしがこれまで発見してきたことのすべては、また、それを基にしてさらに研究を積み上げることができ、育て上げることのできたそのすべては、当然のことながら、個々ばらばらな、些細な取るに足りないものから出発せざるを得なかった。そして、些細なものの中に、またそれらを緊密に組み合わせ接合させようと悪戦苦闘することのなかに、一般的・概括的 (allgemein) な研究態度で臨むよりも、素晴らしい発見があるように思われる。哲学的な諸々の抽象概念からわれわれの言語の語形や語形変化を手に入れることのできるドイツ語の文法学者がかつて存在したとしたならば、また、一般化された法の観念から古代ドイツの法概念がもっていた色調なり象徴性を汲み取ってみせることのできるゲルマニステンが、かつて存在したというのであれば、お会いしたかったものだが——。そのようなドイツ語の文法学者やゲルマニストは、あたかも厚顔無恥な植物学者が未だ知られてない植物の葉や縁、繊維を案出する (ersinnenn) のと同じであって、実際には、それ以上のことは何もできないのである。そうは言ってもしかし、言語の基本的関係 (die belebenden Grundverhältnisse) を、あるいは法の基本的関係、博物学 (die Naturkunde) のそれを、われわれに生き生きと説明し解説させるところの普遍的概念が存在する、ということもまた承認されなけ

ればならないのではあるが。

法と言語とのあいだには、著しい類似がある。法も言語も共に古くて同時にまた新しい、ということのなかに、わたしは、両者に共通した本質を見いだす。両者共に、見通すことのできない古い基盤に起因しており、かつ、途絶えることなく新たに生き返り、生まれ変わるという傾向・衝動に基づいている。この新しきものは、しかし、古きものと緊密に意味連関を保っているものであり、新しきものが、最初から自力だけで築かれることはないのと同様に、古きものも、その原初の姿あるいは従来の姿をとり続けることはできないのである。言語と法は、或るひとつの歴史をもっている。すなわち、両者のあいだには、古代と現代、必然性と自由を相互に溶かし合わせる絆 (ein Band) が存在する。過去の声に耳を傾けることなしに現在の諸々の要求だけを満たそうとするひとは、将来いつか、彼に対して、まったく同様に振る舞うという権限を将来に与えることによって、まさに現在の権利を放棄することになる。これに対して、頑迷に過去に固執するひとは、まさにその本人が将来の何時の日か、結局はそうした頑迷さに反して承認せざるを得ないものを、まったく不可解なことに、現在から奪い取っているのである。そういうひとは、愚かにも、みずから墓穴を掘っているのである。われわれの言語は古くからのものであり、われわれの先祖からわれわれの時代へと継承されたものである。そしてわれわれは、その言語を引き続き形成していくことや洗練することはできるが、しかし、独断でその言語の根底を揺さぶることはできない。法はその基礎に、習俗 (die Sitte)、すなわち、伝来の慣習とその土地固有の風俗習慣 (Herkommen und Landgebrauch) をもっている。われわれが、習俗的要因と法的要因 (das sittliche und rechtliche Moment)、徳論と法論を峻別することに思考を巡らせている誘因は次の点にある。つまり、それは、法がその現れ方、法規の実現のされ方の細かなところでは習俗に反したものになったり、他方、習俗はときおり法に反したものになったりすること、そこで、その土地固有の習俗と倫理あるいは道徳とのあいだの相違 (einen Unterscheidung zwischen Landessitte und Ethik oder Moral) が——元来はそうした違いなど存在しなかったのではあるが——生じてきた、といった点に由来する。法の領域へ、疑いもなく、その民俗 (die Volkssitte) と明らかに矛盾するものが幾種類も組み入れられてきた。しかしながら、習俗や言語は、筋の通らない

もの (unvernünftig) とかいったものでは決してない。そうではなくて、それらは元来道理にかなったものである (Vernunft angeboren), とすることができる。というのも、習俗や言語は、起源の点では神秘に満ちているが、それと人間の自由を求める不断の働きかけとが、両者において結びついており、調和しているからである。これらのことすべてを、今日においてもなお解決策が見いだせないでいる或る問題、すなわち、立法に対するわれわれの時代の使命へ向けられた問題に応用するとすれば、わたしは、われわれの時代に対しても他の或る時代に対しても、以下のような能力が備わっていることを否認するものではない。つまり、その時代にふさわしい法改革に取り組むことのできる能力、すなわち、高邁な見地からなされる法改革であれ、差し迫った表層的な事柄に起因する法改革であれ、それぞれにふさわしい形で法改革を遂行していく能力、それと同時に、新たな法倫理 (neue Rechtssitten) を取り入れることのできる能力をもっていることを、わたしは否認しない。というのも、人間の自由を求める気持ちと現在の法=権利 (das Recht) とが、われわれをしてこうした法改革の試みを遂行していくよう駆り立てるからである。しかしまた、そのような新たな立法化は、どうしてもそこまでは必要であるといったその枠内で抑制されていなければならない。もしそうでないならば、そのような立法事業は、幾人かの文法学者の試みがもたらすのと同様の害悪を引き起こしてしまう。これら一部の文法学者は、心の急くにまかせて冷ややかに (mit kaltem Eifer), 言語の法則をうまく処理しよう、制御しようとしているのである。言語を豊かにするということは、詩情の暖かみ (die Wärme der Poesie) にのみ与えられているのである。それは、なまの政治的情勢への確かな洞察や経験こそが、民族の法 (das Recht des Volks) に欠けているものを把握することができるのと同じである。

法と言語が類似しているということで、なお検討されなければならない他の論点が浮かび上がってくる。言語と法、すなわち民俗 (Volkssitte) は、その民族に固有のもの、土着のもの (einheimisch) でなければならない。そしてわれわれは、もしそうした民俗が外国から持ち込まれたものであった場合には、その傍らで長期にわたっては真の満足を見いだすことはできない。民俗というものは、われわれに生まれつきそなわっているものすべてと、つまり、われわれの諸々の器官や情緒と、

あまりにも緊密に結ばれ癒合しているので、この必要条件、つまり民俗は他所から持ち込まれたものではなく土着のものでなければならないという要件を据えないわけにはいかないのである。外国語で話すことは如何に煩わしく厄介であることか、外国語による表現が如何に無力なものになることか。また、たとえわれわれが、当を得た言葉を見つけだし、それを使用するとしても、その代償として何故、土着の言葉が投げ捨てられなければならないのか。ドイツ語の無力さに関して、意気消沈させるに最たる諸々の考え方・表象（Vorstellungen）が支配的であった時代から、まだ100年も経っていない。ギリシア語やラテン語に精通した言語学者たちは、30年戦争の時代の後の、信じられないほどに窮地に陥り衰退していたわれわれの母国語（Muttersprache）によっては、最も固有な、最も奥深い、また最も崇高な諸々の感情を表現することはできない、ということを当時、主張していたのではなかったか。クロプシュトック（Klopstock）やレッシング（Lessing）が、ドイツ語で詩作しドイツ語で執筆するという勇気を、それまでの制約に捕らわれない行為で示すとすぐに、ドイツ語の天分（Beruf）が、その姿形を現し始めたのであった。その時以来、ドイツ語のもっている能力やその柔軟性といったものが頭角を現してきた。その結果われわれは、ヨーロッパにおいてこれまで先頭に立っていた他の諸民族に、今日では、ドイツ語のもっている力を提供することができるまでになったのである。では、ドイツの法はどのような状況にあったのだろうか。ドイツの固有法は、われわれの言語とは違って別の算段で工面されるのであって、そこには「言語の場合のように」あらためて労苦が注がれるだけの甲斐はない、必ずしもそのような性質のものではない、などということがあるだろうか。ドイツの固有法は、われわれの生活やわれわれの心情（unser Leben, unsere Gesinnung）に影響を及ぼすということをもまったく止めてしまった、などということがあるのだろうか。この問題には、後ほどすぐに立ち帰ることにして、ここでは先ず、ローマ法について述べてみたい。

ローマ法が、ドイツやヨーロッパの他の国々に導入されていった原因については、誰もが知っている。その原因は、単に、キリスト教に伴われてローマからカトリック世界へと広く伝播していったラテン語や、ローマ法とカノン法とのある種の結合——その結びつきがまた、ローマ法が広まっていくことを促進したのであるが——にあっ

ただけではない。ドイツ皇帝はローマ帝権の継承者である、従って前任者の法や諸々の法規を執行しなければならない、というドイツ皇帝理論〔帝権委譲理論〕を受け入れたことも、広くローマ法が導入されていった誘因である。その上さらに、15世紀に起こった古典的教養〔人文主義〕の復興以来、イタリアやフランスの法学校で学識を積んできた学者の眼差しが必然的にローマ法へ向けられ、その際、ドイツに固有の裁判慣行に対するある種の侮り・軽視 (eine gewisse Geringschätzung) が生じざるを得なかったとき、裁判所におけるローマ法の適用が決定的に定着した、ということも、ローマ法の伝播の原因に付け加わった。古典時代の文献がたいへん重要視される傍らで、祖国の文献の復興なり興隆といったものが抑制され抑圧されていた時代にあっては、祖国の法 (das vaterländische Recht) から自由の息吹は奪われていた。祖国の法は、かろうじて持ちこたえることができたというにすぎなかった。

実際、ローマ法とわが国の固有法との比較を行おうとすれば、一見して、固有法にとって不都合な結果を示すことになる。ローマ法は学問的に十分に完成された姿形でわれわれの前に高くそびえ立っている。ローマ法はいまなお十分には汲み尽くせないのであり、絶えず研究したいという気分をそそっている。そして、ローマ法研究が、ローマ史の研究へとじかに入り込むことによって、さらになお、その研究成果は高められている。明晰な頭脳をもった学者たちが、ローマ法の研究に全身全霊打ち込み、実にみごとな業績をあげてきた。彼らの著作は、諸々の文献や資料に注釈を加え、それらを補足して完全なものにし、それがまた、或る包括的な体系を得ることを可能にした。大多数の政府は、ローマ法を学ぶことを法律家を養成するための専門教育の不可欠の条件とした。形式からいっても内容からいっても、ローマ法という法の宝庫と均衡を保つことのできるような、ましていわんや、ローマ法を凌駕することのできるような、それほどの完璧な立法が現れる時は、まだまだ遠いように思われる。

ドイツ法 (das deutsche Recht) は、粗野で洗練されてない形で、しかもほとんど諸々の断片でしか伝承されていない。なるほどそれらの諸断片の量は、かなり集められたとはいえ、それらは、或るひとつの中心点から (aus einem Mittelpunkt) 出されたものではなくて、さまざまな部族 (Volksstämme) のもとで生まれたも

のであり、そうしたさまざまな部族に由来するものである。その結果、それら法の断片は、ひとつの体系へと収斂するというのではなく、見通すことの困難な幅の広い基盤を前提としている。仮に、何時の日かドイツ法の調査・研究が流行り始めることがあるとしても、その研究は、しばしばへし折られ、そしておそらくは、完全に枯渇してしまうにちがいない。すなわち、個々の具体的な対象について、今のところはまだ実際に使用されているとしても、それらも、あの多大な影響力を誇る外国法の研究の進展につれて後方に退き、さらに、個々の多くの事例の解決にあたって、この外国法の論理に左右されてしまうにちがいない。形式の点でどこもなく、内容からいっても断片的であるように思われるものが、ローマ法のあの徹頭徹尾完結した構成に、どうやって立ち向かうことができるだろうか。

しかしそれにもかかわらず、他の考察方法をとれば、わが国の固有法に有利な結果をもたらす、外国法は陰に隠れてしまうのである。

ローマ法は、ローマの国家体制が最盛期にあった時代の産物ではなくて、ローマの衰退の時期から伝わったものである。ユスティニアヌス(Justinian)が編纂した法典のなかにすでに、多くの虚飾にみちて空疎な華美さといったもの——それは元々、ドイツ人の健全な気質にとって意にそわないものであるが——それを、われわれドイツ的な事案(unsre deutsche Angelegenheiten)にも生じさせたあのビザンチウム精神の痕跡が、充分にみられるのである。古ドイツ法(das altdeutsche Recht)の諸断片からは、なるほどまだ粗野で抑制がきいてはいるが、しかし高貴な自由の精神が息づいている。そのような精神のなかには、依然としてなお、われわれの肉や血が付着しているのであり、そのことをわれわれは感じるのであると、誇りと慎みをもって付け加えることは許されていよう。秘かな、しかし心打つ過去からの声が、忘れぬようにと注意を促しつつ、われわれにこう呼びかけている。われわれは、いにしえの法の探求によって、われわれ自身を、われわれの現在および過去を、よりよく理解し学び取るようになるであろう、と。このような、われわれの歴史、すなわち、われわれの正に直々の教師、に向かって研究を進めていくことの成果・影響(die Wirkungen)というのは、前もって予測することなどできるものではない。資料が乏しく且つそれらもバラバラにしか存在しない、といったことでさえ、われわれの精神を広汎な世界へ向かって没頭させるのである。とい

うのも、失われたものや不当にその真価を誤解されていたものを、ふたたび、それが受けるにふさわしい光のもとへ引き寄せるということ以上に大きな喜びを感じるものはないのだから。その際、もう一方にあるもの (ein anderes) [歴史に対する法] もまた、決して、過小に評価されてはならない。最古のドイツ法の世にいわゆる野蛮さ (die vermeinte Barbarei) は、単にわれわれの先祖の場合だけでなく、他の場所でも見いだせるような最初期の民族生活 (das früheste Volksleben) の様子を彷彿させることができるほどに、独特で鮮やか (eigentümlich und lebendig) である。それ故、そこからローマやギリシアの生活状態を解明する多くの重要な知識が得られるであろう。たとえば、12、13世紀のドイツの英雄叙事詩 (das Epos) は、概して、叙事的な詩趣 (die epische Poesie) の本質一般についての大変有益な情報を提供しているのである。ドイツ法は詩に満ちていた。そして、詩趣の浸透された度合いというのは、ローマ法などよりもはるかに濃いのである。

ローマ法は、もっぱら教義や学説 (Doktrin und wissenschaftliche Ausbildung) としてのみ現れ、さらに法源 (Gesetzquelle) として現れることはほとんどない、と言えるだろう。それに対してドイツ法は、法源に満ち溢れている。そして、その法源は、自然のままで伝承されているのであって、或る型にはめ込まれていたり、民俗 (die Volkssitte) という牧草地や耕地のなかへ取り込まれることなどこれまで決してなかった。ローマ法は龐大な才気に満ちた註釈書 (Kommentar) ではあるが、原典 (Text) を欠いている。ドイツ法は有為な原典である。しかしその原典は、いかにそれに値しようとも、いまだなお註釈されてないのである。

さて、わたしは、ここにわれわれが集うことになった主題について触れたい。この講義は、ドイツ法古事学と告示された。この講義は、諸君に、固有法の形態と精神を展開して示すこと目指している。この講義は、方法論に限ってみれば、ドイツ法に関する通例の講義とはまったく相反するやり方をとる。通例の講義は、すっかり凋落した祖国の法のいわばその難破船 (der große Schiffbruch des vaterländischen Rechts) のなかから、まだわずかに残存しているものを叙述すること、また、それを描写するにあたってその解明のために必要なかぎり古事 (das Altertum) から註釈を加えることを目指し、それに終始している。それに対してわたしの目標は、古き事物 (das Alte) を出発点とすること、それらの諸々の基本的特質を追求する

こと、その際、古事の種々の基本的特質が後の時代に衝撃を受け揺らいでしまった
[——その結果、現在の法に直接影響を及ぼすことはない] かどうかにかかわりなく、
そういったことに頓着せずに、古事の特質を可能なかぎり完全なものにすること、
まさにこの点にある。通例の講義の方法が、単に古風というだけのもの (das bloß Antiquierte) は顧慮しない、という立場にいとすれば、わたしは、古きものとの生き生きとした関連をもたない単に新しいというだけのもの (das bloß Neue) は眼中におかないのである。

それにもかかわらず、わたしの目標は実践的なもの (praktisch) である。というのも、祖国 (das Vaterland) に対する感情を掻き立てること以上に実践的なものが他に何かあり得るだろうか。わたしの講義は実践的であるとはいっても、それは、諸君の注意を繋ぎ止めておくこと、見失われてしまったか、あるいはどこかへ置き忘れてしまったかした鍵、まさにドイツ法の根底を解明することのできるその鍵 (しかし、そのすべての鍵をわたしもまだ持っているわけではない) を諸君の手引き渡すこと、そうしたことがうまくいった場合のことである。しかもその際、この講義では、太古の言語や詩歌や信仰に係る事柄もかなり多く提示されなければならないであろう。この講義をやりやすくしてくれるにちがいない多くの予備知識を必要とするからには、わたしは、無気力 (schlaff) にではなく、大いに緊張感を以て (hoch) 臨んでいきたい。